

令和4年度グリーンストック事業庭木提供者募集要項

1 グリーンストック事業

市民の皆様から提供された庭木を希望する方に無料で斡旋し、庭木を有効利用することにより都市緑化の推進を図る事業です。

2 庭木提供者・庭木の対象

- (1) 市内に居住する方（造園業・植木販売業等に従事している方を除きます。）です。
- (2) 植栽地が市内であれば居住地（住所）と異なる場合でも受付けます。
- (3) 提供を申込む庭木の樹種及び本数は問いませんが、樹高2メートル以内（厳守）で、人力で運搬ができる庭木とします。ただし、水戸市の記念樹である梅と紫陽花（アジサイ）、鉢植え、生垣及び高さ合わせに切断したものは除きます。

3 費用

提供に要する費用は無償とします。

4 申込み方法

- (1) 令和4年7月26日（火）から受付けますので、電話にて公園協会まで申込んでください。
○申込（問合せ）先 **一般財団法人水戸市公園協会** Tel **244-2895**
〒310-0851 水戸市千波町508番地の59
○申込内容 氏名、住所、昼間連絡できる電話番号、庭木名・樹高・本数・花色、植栽地が住所と異なるときは植栽地
- (2) 受付けは、平日の午前9時から午後5時までです。土曜日・日曜日・祝日は休みです。
- (3) この事業の予算に達する見込みがあるときは、受付けを終了する場合や受付けをしても5項の事前調査に訪問できない場合があります。

5 事前調査と引受け庭木の決定

- (1) 提供申込者と日程調整のうえ、公園協会職員と造園業者が訪問し、庭木の植栽状況（樹勢、根巻の可否）等を確認して提供を受けられるか否かの事前調査を行います。植形状況により樹高2メートル以内でも引受けできない場合があります。
- (2) 調査により提供庭木が決定したときは、庭木提供申出書（調査日に持参する。）に署名をいただきます。

6 庭木の掘取り

提供いただく庭木は、後日公園協会の仮植場に移植しますので、提供者は剪定や掘起こしなどの手を加えないこととします。移植は、造園会社から改めて連絡、日程調整のうえ行います。掘取り後は、埋め戻します。

7 その他

- (1) 受付から事前調査訪問まで日数を要するため、急ぎの求めには応じられません。
- (2) 庭木提供申出書提出後の提供辞退はお断りします。
- (3) 移植日前に提供者が掘起こした庭木は、引受けできません。